様式1号

令和　　年　　月　　日

福祉委員活動費助成金申請書

鯖江市社会福祉協議会長 様

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　㊞

鯖江市社会福祉協議会福祉委員活動費助成要綱に基づき下記のとおり助成金の交付を申請します。

1 助成申請額　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　＠２，０００×　　人

2 事業実施予定

|  |  |
| --- | --- |
| 実施時期 | 実　　施　　内　　容 |
| 月 |  |
| 月 |  |
| 月 |  |
| 月 |  |
| 月 |  |
| 月 |  |

**福祉委員活動費助成金請求書**

金 　　　　　　　　　　　円也

福祉委員活動費について上記の金額を請求します。

社会福祉法人　鯖江市社会福祉協議会　殿

令和　　年　　　月　　　日

鯖江地区社会福祉協議会

会　長　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **振込先** | 金融機関名 | ・　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普通預金　　・　　当座預金 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

鯖江市社会福祉協議会福祉委員活動費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉委員の資質の向上及び活動のための費用を助成することにより、福祉委員活動の支援ならびに地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成先)

第2条 助成金は、各地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)へ助成する。

(助成金交付額)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付額は、毎年4月1日現在の福祉委員の人数に2,000円を乗じて得た額とする。

(助成申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、福祉委員活動費助成申請書(様式1号)を鯖江市社会福祉協議会長(以下「市社協会長」という。)に提出しなければならない。

(助成金決定通知)

第5条 市社協会長は、助成金の交付決定をしたときは速やかに決定通知書(様式2号)により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 地区社協長は助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書(様式3号)を市社協会長に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が定める。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。